

〈平成27年3月9日〉

平成26年度 第2回山梨県消費生活審議会 議事録

(山梨県消費者教育推進地域協議会)

○日 時 平成27年2月19日(木) 午後2時30分～4時

○場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

○出席者(敬称略)

[委 員] 飯窪委員、今村委員、大塩委員、風間委員、神山委員、込山委員、杉本委員、
玉川委員、花輪委員、原田委員、深澤(紗世子)委員、松土委員、渡邊(真弓)委員、
渡辺(良子)委員 以上14名(50音順)

[事務局] 企画県民部 堀内部長

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、小沢課長補佐、武井副主幹、
三澤主事、藤本臨時職員

県民生活センター 大崎次長、古谷主査 以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所理財課 黒柳課長

○傍聴者等数 1名

○会議次第

1 開会

2 企画県民部長あいさつ

3 議事

(1) 「やまなし消費者教育推進計画」の推進状況について

①重点施策の取組について(資料1-1)

②体系的な消費者教育の推進について(資料1-2)

③協議会構成団体と連携した施策の推進について(資料1-3)

④市町村の取組への支援について(資料1-4)

(2) 県民生活センターの取組状況について(資料2)

(3) 消費者関係法令に基づく指導等について(資料3)

(4) 消費者関係法令の改正等について(資料4)

①景品表示法

②消費者安全法

③食品表示法

(5) 地方消費者行政推進交付金について(資料5)

(6) その他

4 閉会

【議事】

(議長)それではまず、議事1の「やまなし消費者教育推進計画の推進状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料1により説明

(議長)ありがとうございました。消費者教育の進捗状況について、項目を4点に分けて、詳細に説明をいただきました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(議長)次に進みたいと思います。「県民生活センターの取組状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

(議長)ありがとうございました。現在の取組状況について、ご説明いただきました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

(議長)それでは、議事3に入ります、「消費者関係法令に基づく指導等について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料3により説明

(議長)ありがとうございました。関係法令の指導等について説明いただきました。何か分かりにくかったところですか、ご意見ございますか。

(議長)それでは続きまして、「消費者関係法令の改正等について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料4により説明

(議長)どうもありがとうございました。消費者関係法令の改正の動き・状況の詳細な説明をいただきました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(議長)それでは、5番目の「地方消費者行政推進交付金について」説明をお願いします。

事務局から資料5により説明

(議長)今までの消費者行政活性化交付金と比較し、実施すべき事業の基本的な内容は変わらないということに理解してよろしいですか。

(事務局)はい。

(議長)分かりました。それでは、事務局から5つのテーマについて説明をいただきました。まとめてでも結構ですので、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(議長)その他、何かございますか。

(委員)要望の一つ意見としてお出ししたいと思います。以前、この審議会で消費者基本計画について策定をとということで、私が書面をお出し検討いただきました。県のホームページに載ってる平成24年10月16日の審議会の議事録でもそのことは記載されておりますが、『消費者基本計画を作るということについて、前向きですとか、検討中といったレベルではなくて、この審議会、この山梨県の行政として、消費者基本計画策定に向けて積極的に行動に移す。』と取りまとめをいただいております。

ります。25年度に消費者教育推進の関係でこちらを先に進めるということで説明があり、進んで来ましたが、26年度にはこの消費者基本計画については特に議論されず今日まで来ております。県の方にもご努力いただいているとは思いますが、結果的にその審議会の取りまとめが尊重されないということにならないように、ぜひ消費者基本計画の策定に向けて今後ご努力いただきたいと思います。

(議長)基本計画、審議会の取りまとめに対する具体的な要望事項ですね。行政に、審議会の取りまとめ事項について、実効性のあるものにしていただきたいという要望です。事務局からお願いします。

(事務局)今までの経緯は、只今、委員が言われたとおりです。昨年度、消費者教育推進法の施行に伴い、消費者行政の中でも柱となる消費者教育を早急に進めるということで、消費者教育推進計画を策定しました。委員の皆様には、昨年度もいろいろとご協力をいただいたところでございます。この計画については今年度が初年度であり、今回その状況等につきまして説明をさせていただきました。消費者基本計画につきましても、様々な状況や関係法令の改正等含めて検討するということが昨年度ご説明させていただいたところでございます。消費者基本計画の策定の重要性を認識しており、策定に向けて検討をしていきたいと考えております。

(議長)ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。それでは事務局から何か他にありますか。

(事務局)いろいろとご意見等いただきましてありがとうございました。先ほど少し説明しましたが、「食の安全・安心を語る会」を、その時々話題や、消費者の皆さんに知って欲しいこと、事業者の方や他の皆さんにより一層周知したいというようなことなど、それぞれテーマを持って開催しております。また来月に開催しますので、皆様からも関係する方々にお呼び掛けしていただきたいと思っております。もう一つは、生活協同組合連合会で、国の委員もされている著名な方も招いて勉強会等を開催されるということで、県も後援しておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。いづれにしても色々な機会を捉え、学校で、地域で、職域でというような様々な場で、消費者教育を進めていく必要があると思っております。今年度も、もう1か月ちょっとですが、これからも消費者団体の皆様には、色々な講座を開催していただきます。また、事業者団体におきましても、総会や研修会など色々お集まりする機会等があるかと思っております。引き続き、色々な機会を通じまして消費者施策の情報発信や情報の共有を図っていただけますように、今後もお力添えを、ご配慮をいただきたいということをお願いさせていただきます。

(議長)今、課長からお話がありました。この「食の安全・安心を語る会」という意味のあるメニューが用意されていますから、ぜひ委員の皆様方も色々な形でPRにご努力いただければありがたいということです。結果的に笛吹けども踊らずでは意味がありません。この消費者教育推進の意欲や努力が、深く住民のところまで浸透すれば、それだけ意味が、価値が見出せるというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは長時間に渡りましてご審議いただきましたが、本日はこれで第2回消費生活審議会を終わりたいと思っております。

どうもご協力ありがとうございました。